

第19章 弁済

ダイレクトに出題されることが少ない分野ですが、
ここで出てくる用語は他分野でも使うことがあるので、要点だけしっかり押さえておきましょう

1 弁済とは

弁済（べんさい）

債務の給付を実現すること。柔らかく言うと、約束を果たすこと。

弁済をすることで、**債権(債務)が消滅する**。

たとえば、

債権の内容が「カネを支払え」であれば、「カネを払うこと」

債権の内容が「物を引渡せ」であれば、「物を引き渡すこと」が債務の給付を実現することです。

弁済と履行のちがいは

履行：債権が**実現**することに着目した言葉

弁済：債権が**消滅**することに着目した言葉

2 第三者による弁済

弁済をするのは基本的には債務者です。

状況により、債務者以外の第三者も弁済できる場合がありますので、以下、解説します。

① 弁済することについて**正当な利益を有する第三者**

「弁済することについて正当な利益を有する第三者」とは、

弁済について**法律上の利害関係を有する人**のことをいいます。

例えば、保証人、物上保証人、連帯保証人、抵当不動産の第三取得者などがこれに当たります。

これらの者は、**債務者の意思に反したとしても弁済することができます**。

② 弁済することについて**正当な利益を有しない第三者**

弁済について**法律上の利害関係を有しない人**のことです。

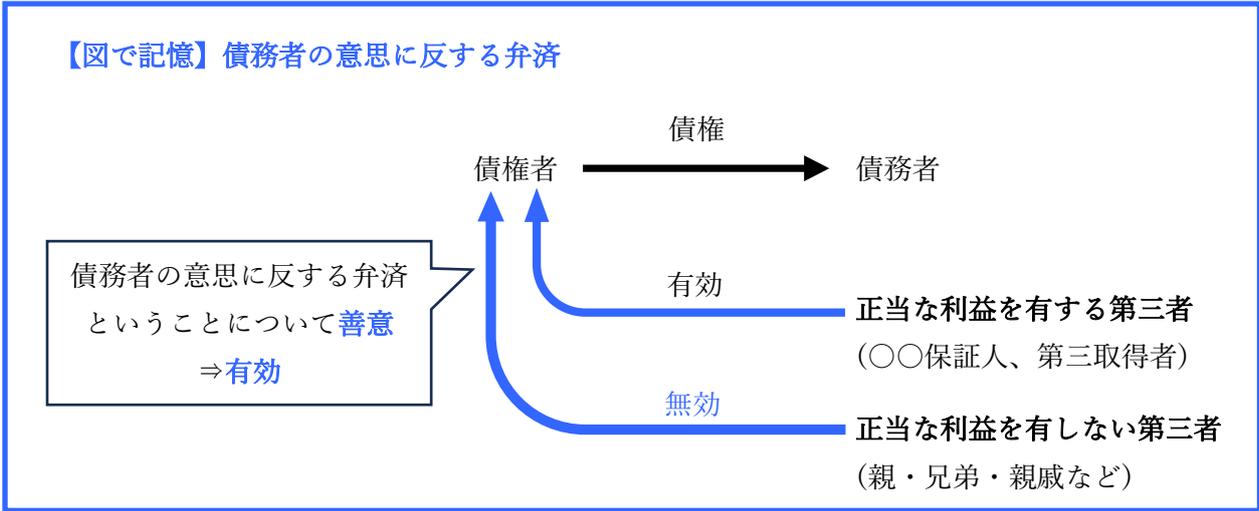
例えば、親・兄弟などの身内、親戚、友人がこれに当たります。

これらの者は、原則、**債務者の意思に反して弁済することができません**。

債権者からしても「君たちは法律的に、何にも関係ない人たちだから弁済しなくていいよ」

と、これらの者からの弁済を拒むことができます。

ただし、「債務者の意思に反する弁済である」ということを債権者が知らないとき(善意)
債務者の意思に反する弁済は有効となります。



次の場合は例外なく、第三者による弁済はできません。

- ・当事者が、第三者の弁済を禁止し、もしくは制限する旨の意思表示をしたとき
- ・債務の性質が第三者の弁済を許さないとき(講演会をする、絵を描くなどの債務)

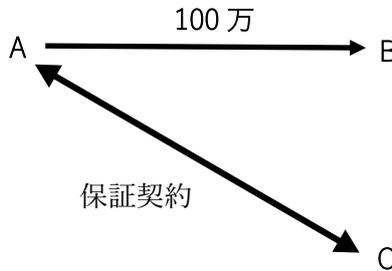
3 弁済による代位

正当な利益にある者が債務者に代わって債権者に弁済した場合、債権は弁済者に移ります。事例で見ていきます。

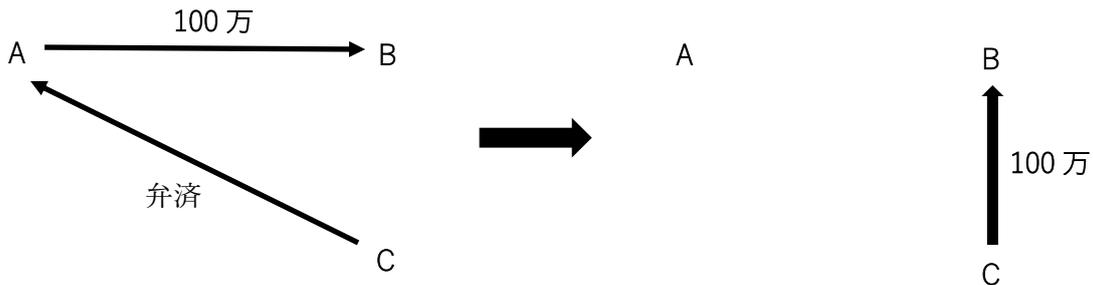
事例 1

A が B に 100 万円貸した。B の保証人として、A は C と保証契約を結んだ。

図に書くとこんな感じです。A が債権者、B が債務者、C が保証人です。



このとき、債務者 B の代わりに、保証人 C が 100 万円を A に弁済したとします。そうすると、A⇒B の 100 万円債権は消滅することになりますが、C は「100 万円肩代わりしたから、後で 100 万返してね」と B に請求できることになります。これを「**弁済による代位**」と言い、C が B に対して請求できる権利を「**求償権**」といいます。



保証人のような、正当な利益を有する者からの弁済に、**債権者の承諾は必要ありません**。

「正当な利益を有する者からの弁済」 = 「債権の実現」だからです。

4 受領権者としての外観を有する者への弁済

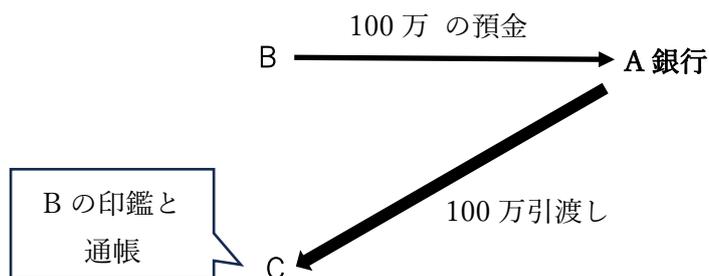
債務者は、債権者に弁済するのが普通ですが、

「**債権の受領権者のような装い**」をしている人に、債務者が弁済をしたらどうなるのでしょうかというのがここでの話です。

事例2

A銀行はBから100万円の預金を受けている。

そこにCがBの通帳と印鑑をもって、A銀行に「100万円の預金を引き出します」と現れ、A銀行はCに100万円引き渡した。Cに受領をするための権限は何もない。



もし、Cに「Bの預金100万受領します」のような代理権があれば、A銀行の弁済は有効ですが、事例のように、**受領する権限のないC**に弁済した場合は原則として**無効**になります。

しかし、CはBの通帳と印鑑をもっています。

つまりCがあたかも「債権の受領権者B」のような**外観を装っている**状態です。

もし、このようなCに対して**善意無過失のA銀行が弁済**した場合、その外観を信じたAを保護するため**弁済は有効**になります。

「弁済が有効」とは、**債務が消滅する**ということですから、A銀行の100万の債務がなくなるということであり、BはA銀行に100万円引き出せと請求できなくなります。

一方、Bは、不法行為または不当利得を理由に、

Cに対して「100万返せ」と請求できますが、返してもらうことは事実上不可能でしょう。

【発展】受領権者以外の者への弁済

受領権者以外の者でも、取引上の通例・慣習などで受領権者のような外観があるように見えてしまう場合があります。例えば、上記の事例で言うと、Cが「Bの**代理人**や**相続人**」のように、Aが見えてしまった場合です。このとき、Aが「Cに代金の受領権限がない」ということについて**善意無過失**の状態で弁済してしまった場合、つまり、Aが「CがBの代理人・相続人である」と過失なく信じて弁済してしまった場合、Aを保護しようということで、**Aの弁済を有効**にしました。

5 代物弁済

代物弁済（だいぶつべんさい） 代わりの物で弁済すること。

例：借金の返済を、現金でなく高級時計で払うなど。

代物弁済は契約なので、

債務者の「代わりの物で支払います」と、債権者「わかった！」の意思の合致が必要です。

代物弁済の目的物が**不動産**である場合、所有権移転の意思表示だけでは足りず、

登記の手続きの完了によって、代物弁済の効力が生じます。

5 その他

○ 弁済の方法

債務者の弁済の方法は現実の提供が原則です。

一方、債権者が**あらかじめ受領を拒んだ場合**は口頭の提供で足りません。

原則：**現実の提供** 実際に目的物を債権者に差し出すこと

例外：**口頭の提供** 債権者に弁済の準備をしたことを通知し、その受領を催告すること

○ 弁済の場所

当事者で取決めがある場合は、その取決めした場所で弁済します。

当事者で取決めがない場合は、特定の物の引渡しときは、**その物の存在した場所**

それ以外のときは、**債権者の現住所**で行います。